

鎌倉市環境基本計画等策定支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

鎌倉市環境部環境政策課

## 1 公募型プロポーザル実施の目的

本プロポーザルは、「鎌倉市環境基本計画等策定支援業務委託」の受注者を選定するに当たり、鎌倉市環境基本計画等策定支援業務の内容を十分に理解し、最も適切な企画提案をした者を当該業務の最優秀提案者（優先交渉権者）として選定することを目的とします。

なお、本プロポーザルは令和7年度一般会計予算の成立を条件としており、当該予算が成立しなかった場合又は減額若しくは削減があった場合には、本プロポーザルを中止する必要があることに十分留意してください。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務名

鎌倉市環境基本計画等策定支援業務

### (2) 業務内容

別紙「鎌倉市環境基本計画等策定支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

### (3) 履行期限

令和9年（2027年）3月31日

### (4) 履行場所

鎌倉市内及び発注者が指定する場所

### (5) 事業費限度額

17,886,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、令和7年度当初予算議案の審査等において本件委託事業に係る予算の減額又は削除があった場合は本プロポーザルを中止し、契約はしないこととします。

### (6) 支払条件

業務完了後一括して支払うこととします。

## 3 委託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

## 4 担当課

鎌倉市環境部環境政策課（担当：浦山）

所在地 〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所本庁舎1階

電話 0467-23-3000（内線2489）

メールアドレス [kankyo@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:kankyo@city.kamakura.kanagawa.jp)

ホームページURL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp>

※ お問い合わせについては土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午、午後1時から5時まで受け付けています。

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加し、最優秀提案者（優先交渉権者）となるためには、参加申込書提出日から契約締結日までの全期間において、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

(1) 令和5年度（2023年度）、令和6年度（2024年度）鎌倉市競争入札参加資格者名簿に登録されている

こと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年（1947年）政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、鎌倉市入札指名停止等取扱基準（平成21年（2009年））の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年（2002年）法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年（1999年）法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (5) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年（2011年）10月条例第11号）第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。
- (6) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 神奈川県若しくは東京都内に本社又は支社を有する、若しくは鎌倉市内に受任地を有すること。
- (8) 契約期間中の業務は、原則として、プロポーザル提案を作成したスタッフと同一のスタッフが担当すること。
- (9) 令和2年度以降に、地方公共団体において環境基本計画に係る調査・計画策定及び地球温暖化対策地域実行計画に係る調査・計画策定の実績を有すること。
- (10) 業務体制において、管理責任者については技術士（環境部門）または技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を持つものを配置すること。また、担当者については、技術士（環境部門）または、技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を持つものを含んだ配置にすること。

## 6 全体スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

内容	期間等
公募の開始	令和7年（2025年）3月7日（金）午前9時から市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。
質問の受付 （電子メール）	令和7年（2025年）3月7日（金）午前9時から令和7年（2025年）3月17日（月）午後5時まで ※ メール送信後、鎌倉市役所環境政策課に送信確認の電話をしてください。 ※ 質問の回答は、令和7年（2025年）3月21日（金）までに市ホームページ上で公開します。
参加意向の表明 （電子メール）	令和7年（2025年）3月7日（金）午前9時から令和7年（2025年）3月17日（月）午後5時まで
提案書等の提出 （持参）	令和7年（2025年）3月24日（月）から令和7年（2025年）3月31日（月）までの休日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時までに鎌倉市役所環境政策課に持参してください。
プレゼンテーション	令和7年（2025年）4月10日（木）又は15日（火）を予定
結果通知	令和7年（2025年）4月22日（火）の午後5時までに、プレゼンテーション参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。

## 7 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式1）（以下「様式1」という。）」を提出してください。

### (1) 受付期間

令和7年（2025年）3月7日（金）午前9時から令和7年（2025年）3月17日（月）午後5時まで

### (2) 提出方法

ア 「様式1」に必要事項を記入し、電子メールに添付して、鎌倉市役所環境政策課（メールアドレス：[kankyo@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:kankyo@city.kamakura.kanagawa.jp)）へ提出してください。

イ 電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」としてください。

ウ メール送信後、鎌倉市役所環境政策課に送信確認の電話をしてください。

エ 電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答しません。

オ 送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施し送信してください。

### (3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和7年（2025年）3月21日（金）までに市ホームページ上にて公開します。

## 8 参加意向の表明

このプロポーザルへの参加意向がある場合は、「公募型プロポーザル参加表明書（様式2）（以下「様式2」という。）」を必ず提出してください。

### (1) 提出期間

令和7年（2025年）3月7日（金）午前9時から令和7年（2025年）3月17日（月）午後5時まで

### (2) 提出書類・方法

ア 「様式2」に必要事項を記入し、電子メールに添付して、鎌倉市役所環境政策課（メールアドレス：[kankyo@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:kankyo@city.kamakura.kanagawa.jp)）へ提出してください。

イ 電子メールの表題は、「プロポーザル参加意向（事業者名）」としてください。

## 9 参加申込み及び提案書類の提出

このプロポーザルに参加する場合は、「公募型プロポーザル参加届出書 兼 誓約書（様式3）（以下「様式3」という。）」及び9(2)の審査に必要な書類（以下「提出書類」という。）を提出してください。

提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められません。

### (1) 提出期間

令和7年（2025年）3月24日（月）から令和7年（2025年）3月31日（月）までの休日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

### (2) 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

	提出書類	提出部数	注意事項
①	公募型プロポーザル参加届出書 兼 誓約書	1部	様式3 ※ 事業者印及び代表者印を押印したもの
②	仕様書を踏まえた業務内容提案書	10部	自由様式 【様式等】 ・用紙サイズ：A4 ・量：20ページ以内（両面印刷すること） 【記載内容】 仕様書および選考基準項目表をもとに、以下の内容も含めて提案内容を記載してください。 ・貴社の類似業務における実績のポイント ・本市の環境政策上の課題等について ・計画策定の前提条件および基本方針を踏まえた、計画骨子や基本的施策についての考え方について ・運用のしやすい効率的な進行管理手法の考え方について ・計画（完成版）及び概要版作成において、市民が理解しやすい内容とするための考え方について ・その他の提案等 ※ 提案内容のほか、 ・見積り金額（令和9年（2027年）3月31日までの経費の全て） ・見積り金額積算根拠 ・業務工程表 を提案書の末尾に含めることとしてください。（上記の3点は20ページの制限に含まれません。）
③	仕様書「7 スケジュール」提案書	10部	自由様式 ※ A4サイズで2ページ以内
④	業務経歴書	10部	指定様式による（様式4）
⑤	実施体制調書	10部	指定様式による（様式5-1）
⑥	配置予定者調書 （管理責任者・担当者）	10部	指定様式による（様式5-2）
⑦	見積書	2部	A4サイズ ※ 消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込み価格を記載してください。
⑧	その他	2部	実績契約書の写し 会社概要等のパンフレット 法人登記履歴事項全部証明書

※令和2年度以降に、地方公共団体において環境基本計画に係る調査・計画策定及び地球温暖化対策地域実行計画に係る調査・計画策定を行った実績については、様式4に必要事項を記入したうえで、業務を実施した際の契約書の写しとともに提出してください。また、配置予定者の資格等についても様式5-2に記載のある資格を証明する資料を添付してください。

※ プレゼンテーション及び採点は匿名で実施しますので、②～⑤の提出資料へは、事業者名や、事業者が特定できるような記述を行わないようにしてください。

※ ②提案書については、要点を簡潔にまとめ、概略がわかるものとしてください。

※ ②～⑤の提出資料は、記載の順番にひとつにまとめ提出してください。

## 10 選考基準及び選考方法

### (1) 選考基準

別添「鎌倉市環境基本計画等策定支援業務委託 選考基準表」のとおりです。

### (2) 選考方法

市で設置する選考委員会において、選考基準を定め、事業者からの提案を評価・選考します。選考委員会各委員の評価点を合計した得点の最も高い事業者を本業務の契約予定事業者として決定します。

なお、参加事業者が1者の場合も選考を行います。

評価の結果、最高得点に同数が出た場合は選考委員会の合議により決定します。

### (3) プレゼンテーション実施日

令和7年(2025年)4月10日(木)又は15日(火)を予定

### (4) プレゼンテーション会場等

日時及び場所等の詳細については別途電子メール等にて連絡します。

### (5) プレゼンテーション出席者

3名以内。管理責任者・担当者となる方は必ず出席してください。

プレゼンテーションは、業務に従事する担当者が行ってください。

### (6) プレゼンテーション時間等

20分間のプレゼンテーションの後(20分を過ぎましたら途中であっても終了とします。)、提出書類の内容等に関する質疑応答(10分程度)を行います。プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、鎌倉市役所環境政策課に事前に連絡し相談することとし、プロジェクター・スクリーンを除く機器については、参加事業者において用意し、持ち込むことを基本とします。

なお、プレゼンテーション時間・方法については、プロポーザル参加事業者数により変更することがあります。

## 11 結果の通知

選考結果については、令和7年(2025年)4月22日(火)の午後5時までに、プレゼンテーション参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。

## 12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) プレゼンテーションに参加しなかった場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 採点結果の合計点が6割(加算項目を除く)に満たなかった場合

(6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員長が失格であると認めた場合

## 13 その他留意事項

(1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。

- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めません。
- (3) 提出書類の「実施体制調書（様式5-1）」に記載する管理責任者及び担当者（以下、「管理責任者等」という。）は、このプロポーザル方式実施の公告の日以前に参加事業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとします。
- また、鎌倉市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (4) 鎌倉市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（任意様式）」に記載する内容を基に鎌倉市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、鎌倉市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、鎌倉市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成13年（2001年）9月条例第4号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (8) この委託業務の契約においては、契約書の作成を必要とします。当該契約書には、業務の全部を一括した再委託の禁止に関する定めを設けるものとします。
- (9) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年（1947年）法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年（1947年）政令第16号）、鎌倉市財務規則（平成7年（1995年）規則第34号）等関係法令等の定めるところによります。